

運転免許証の自主返納制度をご存知ですか

「運転に自信がなくなった」「家族から心配と言われた」などの理由で、ご本人が自らの意思で有効期間の残っている運転免許証を返納することが「運転免許の申請取消し（運転免許自主返納）」です。運転免許を自主返納した場合、運転経歴証明書を申請することができません。

※運転経歴証明書は、自動車などを運転することはできませんが、公的な身分証明書として利用できるほか、提示する

※「運転経歴証明書」は、自主返納した日から5年間申請できません。運転免許証の有効期限が過ぎてしまった方、行政処分の対象となっている方

防災行政無線が聞き取りにくいときには

災害・行政情報などを皆さんに伝えるため、防災行政無線による放送を行っています。が、気象条件や家屋の気密化等により、放送が聞き取りにくい場合があります。戸別受信機を受信機として利用してください。

◆戸別受信機

- ・放送を屋内で聞くことのできる機械です（サイズ縦14cm×横22cm×厚さ6cm）。
- ・屋内の電波が入りやすい場所、商用コンセントについて利用します。
- ・電波が入らない場合は、外壁等に外部アンテナを設置します（外部アンテナに係る費用は市で負担します）。

◆負担金11万円（保守・修理費用含む） ※利用しなく



特定健康診査(国保・社保)・健康診査(後期)をまだ受診していない方は、大綱病院で個別受診できます

▼対象II市役所または加入している保険組合から受診票が届いた方 ※社保の方は、保険組合によっては受診できない場合があります

▼検査日II毎週(月)・(水)・(金)13時30分 ※平成29年3月31日(金)まで、人数は毎回10人まで

▼受診方法(完全予約制)

①受診票が届いたら、大綱病院に電話予約する。

※予約の受け付けは、祝日を除く(月)8時30分~17時

②受診の当日、健診受診票、保険証、一部負担金を持参する。

③受診終了後、大綱病院に一部負担金を支払う。

▼その他II特定健康診査・健康診査(個別健診)と併せて、大腸がん検診、肺がん・結核検診、前立腺がん検診、胃の健康度検査(ABC検診)も受診できます。負担金などの詳細は、問い合わせください。

▼市立大綱病院地域連携室

☎0475(70)1082

や代理人による申請はできません。

協賛企業等による優遇措置

- ・路線バス、鉄道、タクシーの乗車運賃割引
 - ・レジャー施設の入場料割引
 - ・宿泊施設の宿泊料割引
 - ・その他各種割引
- ※優遇措置を受ける際、「運転経歴証明書」を提示するなどの条件があります
- 免許の返納や運転経歴証明書に関する手続き、優遇措置の詳細は、千葉県警察本部ホームページをご覧ください。
- ▼千葉県警察本部交通総務課
- ☎043(201)0110
- URL <http://www.policepref.chiba.jp>

3月12日から改正道路交通法が施行されます

◆高齢運転者の運転免許に関する規定の整備

▼臨時認知機能検査・臨時高齢者講習の新設

75歳以上の運転者が、認知機能が低下したときに起こしやすい違反行為をしたときは、「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

・臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下が運転に影響するおそれがあると判断された高齢者は、「臨時高齢者講習(個別指導と実車指導)」を受けなければなりません。

▼臨時適性検査制度の見直し

・認知機能検査で認知症のおそれがあると判定された高齢者は違反の有無を問わず臨時適性検査(医師の診断)を受け、または命令に従い主治医等の診断書を提出しなければなりません。

◆準中型免許の新設

▼準中型免許の新設

・準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます。

※普通免許で運転できる自動車は、車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります

▼準中型免許の受験資格・教習日数

・18歳から普通免許なしでも取得できます。

・教習では最短17日で取得可能です。

▼準中型免許に係る初心運転者期間制度

・初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転する際には1年間初心者マークをつけなければなりません。

▼すでに普通免許を保有している方へ

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※限定解除審査は、指定自動車教習所で最低4時間の教習等を受けた上での審査または免許試験場での技能審査等がいずれかになります

▼千葉運転免許センター

☎043(774)2000

流山運転免許センター

☎04(7147)2000

自転車条例が施行されます

平成29年4月1日から「千葉県自転車条例」が施行されます。この条例は、自転車および自動車等とともに安全に通行し、県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

◆自転車条例のポイント

- ・ヘルメットをかぶりましょう
- ・子ども(高校生以下)や高齢者(65歳以上)が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれま



▼ヘルメットをかぶりましょう

子ども(高校生以下)や高齢者(65歳以上)が自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。転倒したときに衝撃から頭を守ってくれま

▼自転車保険に加入しましょう

万が一の加害事故に備え、自転車損害賠償保険等に加入しましょう。自動車の任意保険や傷害保険の特約として付いている場合もあるので、まずは自分が加入している保険を確認してみましょう。

▼夕方からライトを点灯しましょう

買い物や帰宅時間が重なる夕方から夜間にかけての時間帯は、自転車の事故が多く発生しています。

薄暗くなってきたら早めにライトを点灯し、歩行者や他の車両に自分の存在を示して事故を防ぎましょう。

▼自転車の側面にも反射器材をつけましょう

自転車の前部にライトを装着するだけでなく、側面にも反射器材を取り付けましょう。車輪スポーク部分に反射器材を取り付ければ、夜間道路横断中の事故を防止するために効果的です。

◆交通安全教育をしましょう

学校、職場、家庭など、それぞれの環境で交通安全教育を行いましょう。子どもや従業員に対する教育・啓発に努め、地域の集まりなどで改めて確認し合うことが重要です。

◆交通ルールとマナーを守りましょう

自転車は車両です。道路交通法を守り、安全に通行しましょう。

◆危険な「ながら」運転はやめましょう

- ・傘を差しながら
- ・スマホ、携帯を操作しながら
- ・ヘッドホン等で音楽を聴きながら

詳しくは、千葉県ホームページをご覧ください。

▼千葉県環境生活部くらし安全推進課

☎043(223)2263

URL <http://www.pref.chiba.lg.jp/saikouan/>

kousuwanzen@kobeoushi.kerminsenka/itansajour.html

市放課後子ども教室が『「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰』を受賞

市内の6小学校で開室している放課後子ども教室が、『平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰』を受賞しました。

市放課後子ども教室は、小学校の余裕教室を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくる事業として、平成19年度から始まり、今年度で10年目を迎えました。放課後子ども教室の指導員は、地域の方々がボランティアとして参加しています。

各教室とも週2回、授業終了後から17時まで、「学習活動」と「文化・交流活動」を行っています。学習活動では計算ドリルや漢字練習など各自の学習を行い、文化・交流活動では昔遊びや工作、外遊びなどを行ったり、地域ボランティアの協力で読み聞かせや音楽鑑賞などを実施しています。

市放課後子ども教室は、小学校の余裕教室を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくる事業として、平成19年度から始まり、今年度で10年目を迎えました。放課後子ども教室の指導員は、地域の方々がボランティアとして参加しています。

各教室とも週2回、授業終了後から17時まで、「学習活動」と「文化・交流活動」を行っています。学習活動では計算ドリルや漢字練習など各自の学習を行い、文化・交流活動では昔遊びや工作、外遊びなどを行ったり、地域ボランティアの協力で読み聞かせや音楽鑑賞などを実施しています。



市放課後子ども教室は、小学校の余裕教室を活用し、放課後の子どもたちの安全・安心な居場所をつくる事業として、平成19年度から始まり、今年度で10年目を迎えました。放課後子ども教室の指導員は、地域の方々がボランティアとして参加しています。

各教室とも週2回、授業終了後から17時まで、「学習活動」と「文化・交流活動」を行っています。学習活動では計算ドリルや漢字練習など各自の学習を行い、文化・交流活動では昔遊びや工作、外遊びなどを行ったり、地域ボランティアの協力で読み聞かせや音楽鑑賞などを実施しています。